

浜松医療センター新病院整備事業
計画条件

平成 27 年 7 月

浜 松 市

はじめに

本書は、浜松医療センター新病院整備における計画条件を示したものである。

本整備の計画にあたっては、本書のほか、浜松市新病院構想、浜松医療センター新病院建設構想及び同（別冊）を参考とすること。

1 施設名称

浜松医療センター

2 計画地

(1) 所在地 浜松市中区富塚町及び佐鳴台五丁目他 地内



(2) 計画地の概況

都市計画区域	都市計画区域内（市街化区域）
用途地域	第一種中高層住居専用地域 （一部第一種低層住居専用地域）
建蔽率	第一種中高層住居専用地域 60% 第一種低層住居専用地域 40%
容積率	第一種中高層住居専用地域 200% 第一種低層住居専用地域 80%
防火地域	指定なし
建築基準法第22条第1項による指定	指定あり
高度地区	指定あり
建築基準法第56条の2第1項による指定	静岡県建築基準条例第48条の2による指定あり
その他の地域地区	宅地造成等規制区域、第二種風致地区 等
上・下水道	上水道供給地域、公共下水道処理区域
電力	電力会社からの供給
ガス	都市ガス供給区域

(3) 公図写し

公図写しの提供可

(4) 地質状況

地質調査資料提供可

3 新病院の基本方針

(1) 質の高い医療と患者本位のアメニティ環境を提供できる施設

地域に信頼される急性期医療の基幹病院として、質の高い医療の提供を可能にする施設とします。

また、患者本位の視点に立ったアメニティの整備を行い、患者の不安を和らげ、プライバシーにも配慮した安らぎと温かみを感じることができる療養環境とするとともに、駐車場から病院までの患者動線への配慮等、高齢者や障がい者にとっても安全・安心なユニバーサルデザインを基本とした施設とします。

（２）医療環境・医療制度の変化に対応できる施設

医療技術の進歩、急速に進む少子高齢化、生活習慣病の増加による疾病構造の変化等、多様化する医療需要や医療制度の変化に効率的かつ柔軟に対応できる施設とします。

（３）病院運営の効率化に配慮した施設

病院運営を永續させるためには、経済性を十分に発揮した運営が求められることから、患者や職員の動線に配慮した効率的な施設整備を行うとともに、建設コストの削減、維持管理・更新費用の低減等、ライフサイクルコストの削減に努めます。

（４）環境に配慮した施設

自然採光の活用、緑地の整備、エコマテリアル（環境負荷の小さな材料）の使用、省エネルギーシステムの採用等、地球環境の保全に十分配慮した施設とします。

（５）情報システムに対応した施設

患者サービスと病院機能の向上のため、電子カルテや画像ファイリングシステムをはじめとする医療情報システムの導入を想定し、情報システムの導入に対応した施設とします。

（６）災害時・集団感染発生時に対応できる強い安全で安心な施設

救急医療、急性期医療を中心に、地域の基幹病院に求められる免震構造を導入するとともに、災害時活動スペースの確保などを行い、自然災害、大規模事故災害などに対しても機能を十分に発揮し、迅速な対応が行える施設とします。

また、第二種感染症指定医療機関として、SARS（重症急性呼吸器症候群）や鳥インフルエンザ、新型インフルエンザなどの感染症の発生時に対応できる施設とします。

（７）開放型病院として地域に開かれた施設

開放型病院として、オープンシステムの活用や高度医療機器の共同使用など、地域の医療機関との連携を推進し、地域医療の向上を図るため、地域の医師と院内医師とが共同で診療にあたることのできる施設とします。

4 施設機能及び性能等

(1) 敷地利用・配置計画

- ・新病棟の建設地として、現在の医療センターの外来駐車場と医師住宅、市立看護専門学校の建つ敷地とします。
- ・新病棟と既存3号館とを併せて新病院として運営します。既存3号館とは上空通路により接続します。
- ・建設地は第二種風致地区であることから、周囲に圧迫感を与えないファサード計画や積極的な緑化など、周辺環境との調和に配慮した計画とします。
- ・外来駐車場と市立看護専門学校との間にある都市下水路は、新病院建設前に敷地辺縁部への切り回しを計画します。また、市立看護専門学校、医師住宅等も事前に解体等を計画します。
- ・緊急車両と来院者、サービス車両、職員の動線の交錯を防ぎ、安全に利用できるよう計画します。
- ・外来及び職員駐車場はできるだけ多くの駐車台数を確保します。

(参考)

現病院の駐車台数：外来用383台、職員用619台

(2) 平面計画

- ・来院者や職員に分かりやすく効率的な平面計画とするとともに、適切な案内の設置などにも配慮します。
- ・特別な注意を払わなくても危険なく利用できる施設とします。
- ・機械室、サーバー室等は機器のメンテナンスが可能な空間を確保するなど、維持管理が容易な施設とします。

(3) 構造計画

- ・建築物は、災害拠点病院として東海地震等の大規模災害時に診療機能を継続できる構造とします。
- ・耐震性能は、「官庁施設の総合耐震計画基準(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修」に準拠し、病院本体の構造体の耐震安全性はI類、非構造体の耐震安全性はA類、設備の耐震安全性は甲類を基本とします。
- ・建設地の地盤種別に対し適切な基礎構造とします。
- ・大規模地震時における構造体損傷を最小限にとどめ、内部空間及び設備機器稼働を確保するため、免震構造を原則とします。

(4) 電気設備

- ・ 受電方式を2回線受電とするなど、安定的な電源を確保します。
- ・ 非常用発電機設備は、信頼性の高い発電機を採用し、容量については災害応急対策活動時の負荷に対応したものとします。
- ・ 燃料備蓄は、最低3日間運転できる量を確保し、停電時においても医療用電源を確保するなど、部門に安定して電力を供給できるようにします。
- ・ 省エネルギー性や環境性に優れたシステムを導入し、維持管理費等の抑制を図ります。

(5) 空気調和設備

- ・ 手術部門等の高レベルな洗浄度の適切な設定、I C U等の陰陽圧制御等の医療安全環境の確保、部屋ごとの温度調節といった患者の療養環境等の向上に配慮した計画とします。
- ・ 環境性や保守管理の容易性、維持管理・更新コストの低減を考慮したものとします。

(6) 給排水衛生設備

- ・ 給水設備における上水(飲用、医療用)は、水道水を利用します。
- ・ 医療ガス設備は、病室、手術室、外来処置室等に設置するほか、災害時の対応としてトリアージスペースや患者収容スペースにも整備します。
- ・ 大規模災害に備え、井水の導入も検討します。

(7) 防災・保安・セキュリティ関連設備

- ・ 院内の電気設備、空気調和設備等の運転と保安の状態監視を行うため、中央監視設備をエネルギーセンター内へ配置するほか、副監視設備を救急出入口管理や時間外管理を行う守衛室に配置し、病院全体の防災、保安を一元管理します。
- ・ 人の出入りの監視やセキュリティ関連設備として、必要な場所に監視カメラ等の設置を検討します。また、特定のエリアの出入り管理については、I Cカードや生体認証システム等の導入を検討します。

(8) 昇降機設備

- ・ エレベーターは、効率性に配慮して適正数を設置するとともに、安全性や信頼性のある設備内容とします。

- ・院内の動線確保に配慮し、患者、一般来院者用と職員、業務用のエレベーターを区分し、ベッド等が積載できる大型エレベーターを設置します。なお、具体的な設置数及び用途は、各部門の配置計画と合わせて検討します。

(9) 搬送設備

- ・既存施設も含めた院内の物品の搬送方法については、エレベーターを利用した人力搬送と小型搬送設備等の機械搬送を経済性や業務の効率性等を考慮して検討します。
- ・具体的な搬送対象物、搬送頻度等を検討し、各部門の配置計画と合わせて、より最適な搬送設備機器の選定を行います。

5 適用基準

本施設の設計にあたっては、建築基準法、医療法及び関係法令等による他、次の諸基準の最新版に準拠すること。

- ・静岡県建築構造設計指針・同解説（静岡県都市住宅部建築確認検査室）
- ・建築構造設計基準及び同解説（（旧）建設省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築鉄骨設計基準及び同解説（（旧）建設省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- ・その他共通仕様書・標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・しずおかエコロジー建築設計指針（静岡県都市住宅部）
- ・その他本施設計画内容に応じて必要となる日本建築学会等の諸基準

6 概算工事費（既存3号館改修、外構工事等含む）

¥15,161,000,000－（税抜き）

7 その他

本書は、現時点で想定される計画条件を示したものであり、関係機関や選定された設計者との今後の協議の中で変更になる場合がある。